諮問番号：令和元年度諮問第 ５ 号

答申番号：令和元年度答申第１８号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

○○○○○○○保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成２９年９月８日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）第６３条に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求書及び大阪府行政不服審査会が令和元年７月９日に実施した口頭意見陳述における審査請求人の主張の要旨

保護を受けるにあたり何も知らないため、○○○○○○区役所（以下「区役所」という。）に行った。

ケースワーカーからの説明は、昼の休憩時間となった時点で終了となり、「生活保護のしおり（以下「しおり」という。）」の最終ページに署名と押印を求められた。署名等に係る特段の説明がなかったため、来所したことの確認だと思い署名等に応じたが、今思えば、しおりの説明を受けたことの証明だった。ケースワーカーは、保護の説明より休憩のほうが大事だと思っており、公務員の対応として疑問である。

平成２９年７月２０日頃に銀行で通帳の記帳をした際に、１００万円を超える額の入金を確認し、労働者災害補償保険の障害補償一時金（以下「一時金」という。）」であることが分かったので、区役所に行ってその旨を伝え、８月をもって保護を廃止してもらうよう話をした。

数日後、区役所で医療扶助を含む約５０万円の返還が必要となるとの説明を受けたので、保護を受ける際にそのような説明は受けていないと伝えたところ、しおりで説明を受けているはずだと言われた。

後日、最初にしおりの説明をしたケースワーカーにしおりの全てのページを説明したのかについて尋ね、最初のうちは説明したと答えていたが、何度も尋ねた結果、全ては説明していないと答えるに至った。

保護の申請にあたって、一時金の話もしており、最初から説明があれば、返還することに不服はない。保護の開始時には説明がなかったにもかかわらず、保護の廃止後に医療費等も含む保護費の返還を求めるのはおかしな話であり、本件処分の取消しを求める。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）費用返還請求の対象となる資力の発生時点について

本件についてみると、処分庁は、審査請求人が受給した一時金について、後記第５の１の(４)に照らし、一時金の請求権等が客観的に確実性を有することとなったと考えられる支給決定日の平成２９年６月９日を資力発生日として、審査請求人が同日以降受給した保護費を返還対象とする本件処分を行ったものと認められる。

（２）返還決定額について

法第６３条に基づく返還対象となる「保護に要する費用」には、生活扶助や住宅扶助などのように金銭給付される保護費だけでなく、医療扶助（医療の給付）など現物給付として行われる保護費も含まれ、現物給付の場合は金銭に換算して返還対象額を算出するものと解されている。

よって、処分庁は、７月分保護費（生活扶助）及び資力発生日の平成２９年６月９日以降の医療給付に要した費用の合計額５０７，５５６円を返還対象額とし、自立更生のための費用として審査請求人から届出のあった費用である２０２，４２４円を減額した３０５，１３２円を返還額として決定したものと認められる。

（３）まとめ

以上のとおり、本件処分に至る処分庁の判断過程に違法又は不当な点は見当たらず、審査請求人の主張は認められない。

なお、審査請求人は、処分庁の説明不足等について縷々不満を述べているが、行政不服審査法に基づく審査請求は、処分庁の行為によって権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められている処分を対象とするものであることから、当審査の判断外事項である。

（４）結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないことから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

**第４　調査審議の経過**

　令和元年６月　３日　　　諮問書の受領

令和元年６月　５日　　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：６月１９日

口頭意見陳述申立期限：６月１９日

令和元年６月１１日　　　審査請求人の口頭意見陳述申立書（６月７日付け）の受領

令和元年６月１８日　　　第１回審議

令和元年７月　９日　　　口頭意見陳述の実施及び第２回審議

令和元年７月１６日　　　審査会から処分庁に対し回答の求め（回答書：令和元年７月２９日付け○○○○○第１９２０００４号）（以下「処分庁回答書」という。）

令和元年８月　７日　　　第３回審議

令和元年９月　５日　　　第４回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第４条は、生活保護制度の基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第１項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第５条により「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

（２）法第６３条は、「費用返還義務」について規定しており、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。

（３）「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成２４年７月２３日社援保発０７２３第１号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）は、法第６３条に基づく費用返還の取扱いに係る返還対象額について、「法第６３条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。（後略）」とし、控除して差し支えない額として①から⑥の額を記している。

　　　その②は、「家屋補修、生業等の一時的な経費であって、保護（変更）の申請があれば保護費の支給が認められると保護の実施機関が判断する範囲のものに充てられた額。（保護基準額以内の額に限る。）」と、その⑥は、「当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合であっては、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真に必要と保護の実施機関が認めた額。この場合、当該世帯に対してその趣旨を十分説明するとともに、短期間で再度保護を要することとならないよう必要な生活指導を徹底すること。（後略）」と記している。

（４）「生活保護問答集について」（平成２１年３月３１日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）の問１３－６の答（４）は、災害等に対する補償金、保険金等を受領した場合の法第６３条に基づく費用返還請求の対象となる資力の発生時点の考え方について、「保護開始前の災害等により補償金（損害賠償金を除く。（中略））、保険金等が保護開始後に支給された場合は、被災したことが明らかである限り、被災時より補償金請求権、保険金請求権等は客観的に確実性を有するものであることから、保護開始時より資力があるものとして返還額決定の対象となる。」と記している。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）及び処分庁回答書によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成２９年２月２７日、処分庁は審査請求人に対し、法による保護を開始した。

（２）平成２９年３月１４日、処分庁は審査請求人に対し、しおりにより制度について説明し、確認書類として、しおりの最終ページに署名押印を得た。

　　　なお、処分庁回答書には、保護開始時の制度説明にかかる一般的な所要時間は１５分から３０分程度であるが、審査請求人は再保護であったこともあり、比較的スムーズに進行し、通常より短い１０分程度の説明となった旨が記載されている。また、処分庁回答書に添付された審査請求人への説明に用いたとするしおりの１３ページには、生活保護費の返還について、「本来、資力（生命保険、土地、家屋、交通事故の補償金、年金を受ける権利など）があるのに、緊急のためなどやむをえない理由で生活保護を受けたときは、生活保護費（医療費等も含む）をさかのぼって返していただくこととなります。」と記載されている。

（３）○○○労働基準監督署長による平成２９年６月９日付けの労働者災害補償保険年金給付等一時金支給決定通知において、保険給付等の種類が「障害補償一時金・障害特別支給金・障害特別一時金」、保険給付が「９１１，６６４円」、特別支給金が「２００，０００円」、支給決定年月日が「平成２９年６月９日」であることが確認できる。

（４）平成２９年８月１日、処分庁は審査請求人に対し、一時金の収入について聞き取りを行った際に、家屋補修費等の自立更生のための用途に直ちに供されるものについては、収入認定から除外できる可能性がある旨の説明を行い、同年９月６日、収入認定から除外するにあたっては、自立更生計画書の提出が必要であり、他に自立更生に役立つ物の購入予定等がないか内容をよく確認及び理解した上で、提出するよう説明を行った。

（５）平成２９年８月９日、処分庁は審査請求人に対し、同月１日付けの生活保護廃止決定通知書を手交した。

（６）平成２９年８月３０日、処分庁はケース診断会議を開催し、同年７月分及び資力発生日の同年６月９日以降の保護費について返還を求めること並びに審査請求人から自立更生計画書の提出を求めた上で、未受給の住宅維持費及び生活福祉資金貸付金（エアコン購入費）について控除対象とすることとした。

（７）平成２９年９月７日、審査請求人は、免除する金額と使用目的を①家の修理１１６，４２４円、②エアコンの購入８６，０００円、必要な経費の内訳を①外壁のふくらみの修理のため、②エアコンが１０年目で修理がだめで購入のためとする自立更生計画書を処分庁に提出した。

（８）平成２９年９月８日、処分庁は、返還対象額を５０７，５５６円、返還額を３０５，１３２円、減額した理由を自立更生に充てられた額２０２，４２４円（住宅補修費：１１６，４２４円、エアコン購入費：８６，０００円）とする返還金・徴収金決定書を審査請求人に通知した。

３　判断

（１）上記１及び２に基づき、本件についてみると、審査請求人が受給した一時金について、処分庁は、請求権等が客観的に確実性を有することとなった支給決定日である平成２９年６月９日を費用返還請求の対象となる資力の発生時点とし、審査請求人が同日以降受給した保護費を返還対象とする本件処分を行ったことが認められる。

また、法第６３条に基づく返還対象となる「保護に要する費用」は、保護の実施に要する費用、すなわち、保護の決定内容となっている生活扶助等の金銭及び医療扶助等の現物の給付に係る保護費と解されていることから、処分庁は、７月分保護費（生活扶助）及び資力発生日の平成２９年６月９日以降の医療給付に要した費用の合計額５０７，５５６円を返還対象額とし、当該返還対象額から自立更生のための費用として審査請求人から届出のあった２０２，４２４円を減額した３０５，１３２円を返還額として決定したものと認められる。

（２）審査請求人は、保護の開始前に医療扶助を含む保護費の返還に係る説明がなかった旨主張するが、上記１の法令等の規定のとおり、保護受給中に資力が発生した被保護者に法第６３条に基づく返還義務が生じることは、事前の説明の有無に左右されるものではなく、仮に、法第６３条の返還義務について審査請求人に対する処分庁の説明が十分でなかったとしても、そのことが直ちに本件処分の違法又は不当を導くものであるとまではいえない。

（３）以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点認められない。

したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

**第６　付言**

　審査請求人は、保護の申請にあたって、担当者に対して一時金の話をしているにもかかわらず、保護の開始時に、処分庁から生活保護制度に医療扶助を含む保護費の返還があることの説明を受けておらず、最初から説明があれば、返還することに不服はない旨主張する。

前記第５の２の（２）のとおり、審査請求人への説明に用いたとするしおりには、生活保護費の返還について、医療費等を含む生活保護費を遡って返還することとなる旨の記載があるが、担当者の説明によって、審査請求人がしおりの内容を十分に理解できたとは言い難い面がある。

処分庁においては、被保護者との無用な行き違いが生じないよう、生活保護制度について丁寧に説明し理解を得るよう努めることが望まれる。

大阪府行政不服審査会第３部会

委員（部会長）曽和　俊文

委員　　　　　前田　雅子

委員　　　　　矢倉　昌子